

「第 32 回旧 RD 最終処分場問題連絡協議会」の概要

日 時：令和 2 年 2 月 13 日(木曜日) 19:00～21:04

場 所：栗東市コミュニティセンター治田東大会議室

出席者：(滋 賀 県) 石河琵琶湖環境部長、中村参与、三橋最終処分場特別
対策室長、小野室長補佐、藤原主幹、駒井主査、金崎
主任技師、小形主任技師、井上主事、田中主事

※コンサル 4 名

※二次対策工事業者 2 名

(栗 東 市) 藤村副市長、西村環境経済部長、殿村環境政策課長、
武田課長補佐、矢間主幹

(自 治 会) 赤坂、上向、北尾団地、小野、日吉が丘、栗東ニュー
ハイツの各自治会から計 14 名

(県議会議員) 0 名

(市議会議員) 田中市議、梶原市議

(傍 聴) 1 名

(報道機関) なし

(出席者数 38 名)

司会：それでは、定刻となりましたので、ただいまから第 32 回旧 RD 最終処分場問題協議会を開会いたします。

開会に当たりまして、滋賀県琵琶湖環境部長の石河よりご挨拶申し上げます。

部長：皆さん、こんばんは。県の琵琶湖環境部長の石河でございます。

本日はお寒い中、また夜分お疲れのところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

今年度第 4 回目の連絡協議会の開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は次第で示させていただいておりますように、大きく 4 点ございます。まず、前回の開催結果の確認をさせていただいて、次に二次対策工事等の進捗状況ですが、E 工区の遮水工法が完了いたしまして、現在、埋戻しや覆土工事に着手しております。また、前回の協議会で報告しました E 区画から出土しましたドラム缶内容物などの分析結果が出ましたので、施工状況と併せて報告させていただきます。次、3 点目ですが、今年度の第 3 回のモニタリング結果について報告をさせていただきます。現在、遮水工が完成しましたことによって、これからの水質の変動状況を注意深く見ていきたいと思っております。また、家庭系ごみの影響についての 3 回目の

水質結果は、地下水の水質基準を超えるものはありませんでした。詳細につきましては、後ほどご説明をさせていただきます。そして、最後になりますが、当面の敷地管理について、これまでいただきました御意見等を整理させていただきました。二次対策工事も来年度に完了の目途がつきまして、工事後の敷地管理も責任を持って管理してまいります。引き続き、協議をお願いいたします。

いずれにしましても、皆様と情報を共有しまして、しっかりとご意見を伺いながら、着実に二次対策工事を進めてまいりたいと考えております。引き続き、ご理解とご協力をどうぞお願い申し上げます。

司会：本日の司会進行は私、滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室の井上が担当いたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

議事に入ります前に、あらかじめ2点お断りをさせていただきます。

まず1点目ですけれども、この会議は旧 RD 最終処分場問題に関わる周辺6自治会の皆様と県および市の意見交換の場でございますので、会議中、傍聴の方からのご発言はお受けをしないこととしております。

また2点目ですけれども、会場の使用時間の関係で、会議は最長でも21時30分までとさせていただきます。そのため、進行状況によりましては、議題の途中でも次の議題に進む場合がございます。本日の議題は4題を予定しております。円滑に進行できますよう、皆様のご理解をお願いいたします。

以上2点でございます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は全部で6種類ございまして、うち5種類が事前に配付いたしましたもの、もう1種類が当日、机に置いて配付をさせていただいてるものがございます。

お配りしております5種類は、まず次第、次に資料1「第31回連絡協議会の開催結果」、次に資料2「工事等の進捗状況について」、次に資料3「令和元年度第3回モニタリング調査結果について」、次に資料4「当面の敷地管理について（案）」、以上が事前にお配りしていたものでございまして、もう1種類、「当日配布」というふうに右上に書かれました横長の資料がございます。

以上、全てで6種類ございます。資料の足りない方等、いらっしゃいませんか。よろしいでしょうか。

会議の途中でも資料の落丁、乱丁等ございましたら、お知らせください。また、会議中は前方のスクリーンでもお手元と同じ資料を表示しながら説明いたしますので、適宜、お手元の資料とスクリーンをご覧ください。

それでは、議事に入らせていただきます。まず議事1、前回の開催結果につきまして、ご説明いたします。

室長補佐：小野と申します。資料 1 は、私のほうから説明をさせていただきます。ちょっと座って読み上げさせていただきます。

まず一つ目、前回の開催結果の確認についてです。邪推でなければいいが、北尾団地の区域指定の時期は、RD 問題が発生して県が原位置浄化策への住民の同意を求めた時期と重なっていないか。また、これは県が考えた交換条件ではなかったのかということ意見をいただきました。

それに対しまして、時期は重なっているが、交換条件ではなかったです、というふうに北尾団地から回答がありました。

続いて、地区指定については、下水道等のインフラが整った上でないと指定できないという条件があり、ちょうどそのタイミングで下水道が敷ける状況になり県で地域指定した、と栗東市から回答がありました。

続きまして、私が北尾団地の状況を教えてほしいと栗東市にお願いしたのは、今後、RD 処分場の跡地利用を視野に入れて、栗東市はこの地域をどういう用途に使っていくのか教えてもらいたかったからである。資料では、区域指定は既存集落の空洞化防止や地域コミュニティの維持を目的としてするものとなっているが、この地域では住居が 3 倍に増え、実態としては市街化区域のようになっている。今、栗東市では総合計画を作っており、少子高齢化に向けてコンパクトシティを目指す、中心部に人口を集約していく、という総合計画を作りたいとしている。ところが、このように市街化調整区域でもスプロール的に開発許可していくとなると、総合計画と矛盾している。栗東市はこのまちをどうしたいのか、その中でこの地区をどのように考えているのか、非常に分かりにくい資料になっている。この際、はっきりしたことを栗東市に聞きたいという意見がございました。

それに対しまして、栗東市では今、第 6 次総合計画を策定しており、国土利用計画という土地の区域区分も策定中である。最終的には来年 3 月に両計画を議会に提案し、その後、都市マスタープランを 6 月の議会に諮っていかうと計画している。資料は、「高齢化してきた自治会の存続のために周りに区域指定をして、若者を取り込む、といったことが区域指定の目的である」という趣旨で書いている。

ただ、私個人の考えとして、栗東市ではまだ人口が増えており、市域の 2 分の 1 が山林であって土地が少ないという状況の中で、地元の要望を前提としつつ、需要があればやっていかなければならない。しっかり協議をしながらまちづくりを進めていく考えである、というふうに栗東市から回答がありました。

また、跡地利用については、県としても非常に重要なことと考えているが、この協議会の要綱では、基本的には二次対策工事に関連して、対策工事の方法や周辺環境の影響確認、有効性の確認等について議論することとされている。今後の跡地利用についての考え方を議論するにあたっては、この協議会の要綱の改正ないし別の場の設定が必要と考えており、今後、

栗東市や皆様方からご意見をお伺いしたいと考えている。この協議会では環境に関することや工事に関連することを議論するようお願いしたい、というふうに発言させていただいています。

次に行きます。この問題は RD 問題にとって極めて重要な論点で、議論する価値はあることは認めていただきたい。1 点目については、区域指定が県によって協議中になされたことは重要な情報であり、RD 問題の歴史を総括する際に組み込む必要があると思う。2 点目については、この問題の一つの重要な論点は、行政に対する住民の不信である。やがて人口が減るからコンパクトシティにと言いながら、それはまだ先だからと言う。あるいは、伝統的な地域を衰退させないための区域指定が新興住宅地に適用されている。そういうことが平気でなされていると行政を信用できない。これは RD 問題でも常々住民が怒ってきたことであり、県も市もしっかり受け止めていただきたい。

ここで、最初のほうでもありましたように、北尾団地の区域指定の時期は、RD 問題が発生して県が原位置浄化策への住民の同意を求めた時期と重なっていないか、またこれは県が考えた交換条件ではなかったのかという質問がありましたが、県が北尾・北の山地区の区域指定を行ったのは平成 16 年 3 月であり、県が原位置浄化策への住民の同意を求めたのは平成 20 年 5 月以降であることから、区域指定は RD 問題の発生後の出来事ですが、県が原位置浄化策への住民の同意を求めるよりも前の時期で異なることであることをここで申し添えさせていただきます。

続いて、二つ目の工事等の進捗状況についてですが、これにつきましては意見がございませんでした。

次の三つ目の第 2 回モニタリング調査結果についても意見はございませんでした。

次の四つ目の二次対策工事後のモニタリング調査計画についてです。

一つ目は、モニタリング計画は、これまでの協議から下記の見直し等により進めることを県から報告させていただいております。

まず一つ目ですが、産廃特措法の実施計画に基づく「目標の達成」は、ご提案通りでよいとのご意見をいただいております、これまでの提案で実施する。

そして、二つ目が協定書による工事後 5 年を目途の「有効性の確認」は、最終確認の前には幅広い調査をするなどのご意見をいただいております、引き続き議論を進めていく。

続いて三つ目です。水質の調査回数は、環境基準の適合によって減らす方向で提案していたが、工事後の 2 年間は今までどおり（年 4 回）に調査し、この間の水質状況をご確認いただいた上で再度、調査回数についてご提案させていただく。

続きまして、工事 5 年後以降のモニタリングは、協定書に基づき、浸透

水は安定型処分場の廃止基準を、地下水は環境基準をそれぞれ安定して下回っていることが確認できるまで継続実施する。

次のガス調査の空気採取について、採取する高さや天候等について何か決まりはあるのか、というご意見をいただいております。

それに対しまして、空気を採取する高さは地上から1.2mの高さです。天候等については、雨の日は空気中に出てこず、風の日にはガスが拡散しますから状況に応じて採取する日を変える必要があると思います、というふうに回答させていただいております。

続きまして、ガス調査の空気採取については小さい子どもにも配慮して、低い位置での調査もしてもらいたい、という意見をいただきまして、基準による評価については地上1.2mの高さで空気を採取します。この時に簡易測定器で低い位置も測定し、低い位置で高い数値を検出するようであれば空気を採取して調査するか検討します、というふうに回答させていただきました。

続きまして、4ページの「実施計画の目標達成状況の確保について」の表に嫌気状態を解消するため浸透水が廃棄物土層に滞留しない状態が概ね保たれていることと記載されていますが、平成3年度と平成10年度の深堀穴の場所は絶対に滞留していないということは確認されているのか。結果の評価方法が曖昧であるというふうな意見をいただいております。

深堀穴は深堀した関係で（水位が）下がりきらない部分はありますが、雨が降って水が入れ替わることはあると思います。達成状況については数字と比べるものはなく、結果の評価には曖昧な部分が多少出てくるかと思いますが、水位を下げることを目的とする硫化水素ガスの悪臭発生のおそれを解消するということに対して十分有効な程度かという観点で、アドバイザーの先生にしっかり見てもらって確認していきたい。懸念されているところは特に注視して結果評価の際に見ていきたいと思っております、と回答させていただきました。

続きまして、評価方法で処分場が原因でない項目は除くと記載があるが、この原因でない項目というのは何ですか。また、何処から出てきているのか、という質問をいただいております。

これに対しまして、現状ではこれがというところまで断定しているわけではないが、結果を評価していく中で何らかそういうものが出てくる可能性があれば除いていくことになります。また、原因でない項目は地下水が上流から流れてくるものや地質に元からあるのもあり得ると思っている。このことについては、アドバイザーの意見を聞き住民の皆様と協議していきたい、というふうに回答させていただいております。

続きまして、評価方法について「処分場が原因でない項目は除く」とのことであるが、旧 RD 最終処分場の敷地内に埋まっている家庭系ごみによる影響があった場合、処分場に起因するものとして取り扱うと考えてよい

か、という意見がございました。

これに対しまして、以前からご説明してきたとおり、仮に敷地内に埋まっている家庭系ごみに起因する支障が生じた場合には、土地の所有者として責任をとっていく考えである、というふうに回答させていただいております。

次、5番の当面の敷地管理についてのご意見をいただいております。

点検の時には凍結して断水することまで考えた対策をしてほしい。日曜日等で誰もいない時はどのように考えているのか。

それに対しまして、低温等で凍結のおそれがある時は、維持管理業者が判断して水が停滞しないように流し続ける等の対応をしている。低温時期が日曜日に被る時等は常駐する日を振り替えるなどして対応をしている、と回答させていただきました。

続きまして、我々に対する情報提供のあり方について、例えば雷で水処理施設が稼働しなくなった緊急の場合とか通常点検での情報をどういうふうに関示するのかという意見に対しまして、公表については具体的にはまだ検討はしておらず、緊急時等の対応の報告については、今後検討してまいります、というふうに回答させていただいております。

最後になります。工事が終わった後の敷地管理については、改めて住民側と協定を結ぶ考えか。それともここでの話し合いで了解を得たという形で進めていく予定か、という質問に対しまして、今の二次対策工事の協定書は基本的には工事を行っていくにあたっての協定書で、5年後を目途に工事の有効性の確認もあり、今ははっきり申し上げられないが何らかの形で皆様との協定が必要ではないかと検討を始めかけた状況でございます。これにつきましては皆様のご意見をいただきながら考えていきたい、と回答させていただいております。

6番のその他はご意見をいただいております。

以上でございます。

司会：ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

住民：ちょっと分からないので教えてほしいんですけど、深掘穴は掘削した関係で下がりきらない部分がありますが、こういうふう書いてあるんですけど、平成3年度と10年度の深掘穴の場所は絶対に滞留してないのかという、その話ですけども、そこで答えとして下がり切らない部分はありますが、雨が降って水が入れ替わることはあると思いますと書いてあるんですけども、これはやっぱり入れ替わるんですか。浸透してきて流れるようになってきたら、それで入れ替わるもんなんですかということですか。

主任技師：お答えいたします。今常時モニタリング機器というのを平成3年の深掘穴のところにある井戸には設置しておるんですけども、その水質を見てますと、例えば EC とかそういうような水質項目が降雨後に一時的に変動しているという状況が見られますので、何らか降雨の後に今まであった水と違う水が入り込んできているというふうには思っております。

住民：ある程度こうなってますよ、それできれいになっていきますよというような自信を持っておられますか。もしそういうことがはっきりしないのであれば、何らかのきれいになるようなことをとっていただいたほうがいいなというふうに思ったんですけど。

主任技師：一定量入ってはいるんですが、それで十分かどうかというのは、今現状、明確ではないので、そのガスの発生状況等、いろんな側面から注視していきたいと思っております。

住民：注視して検証までにきれいにならなかつたら、なるような策を何か考えていただきたいなと思います。

主任技師：分かりました。

主幹：実際、現状もガスのモニタリングなんかを何点もやっておりますので、その中で硫化水素等の濃度が上がってくる、ガスが発生してくるという状態が想定されるようでありましたら、モニタリングしながら起こらないように改善するような対策を行うということは考えていく予定をしております。

司会：よろしいでしょうか。ほかご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして議事2、工事等の進捗状況につきましてご説明いたします。

主任技師：こんばんは。工事を担当しております金崎と申します。

そうしましたら資料2、工事等の進捗状況についてということで、前のスクリーンで説明させていただきたいと思っております。お手元の資料と同じものを映させていただきます。

今年度の施工箇所といたしましては、まず写真が10月の全体の写真になります。施工箇所は前回の協議会で御説明させていただいた内容と特に変更等ございません。進んでいる箇所といたしましては、こちら DE 工区で底面遮水工を施工いたしました。終わった箇所から選別土の埋戻し、盛土

等を今現在進めています。盛っているところで周囲、側溝がありまして、雨水排水の整備も併せて進めているという状況になります。

有害物区画、最後の E 区画が掘削として残っていたんですが、今、全て掘削しきりまして埋戻しも完了しています。

また、状況は後ほど説明させていただきたいと思います。

こちらへ選別処理施設、白い建物があるんですが、こちらも中の選別機械の解体であったりとか、2月に入ってからはこちらの白いテントとか骨組み等の解体も今作業として着手しているという状況になります。こちら、中央の埋戻し可能物につきましても、今先ほど申しましたように、選別土埋戻しとして順次利用しているという状況でございます。

今年度の工程表になりまして、もうほとんど今年度と申しましてももう少なくなってきました、もうほとんど実績の工程表になっています。前回11月18日に第31回の連絡協議会をさせていただきました。それ以降の進捗しているところは、先ほど申しましたとおりでして、後ほど工区であったり工種について説明させていただきたいと思います。

今、こちら書いていますように、選別処理施設が掘削した廃棄物も10月末には完了しましたので選別施設の解体を行いまして、底面遮水工も11月に全て完了いたしました。順次、キャッピングとか覆土等を進めておりまして、工事情報にも書かせていただいていたんですけども、北尾団地側にあります自動計測機ですね。それも工事に支障がございましたので、一時的に撤去して、今、計測のほうを中止しているという状況になります。

来年度なんですけども、今県議会のほうに要望している予算額といたしましては、約4.8億円を来年度予算として要望しております。工事の主な内容といたしましては、もう残っている工種がさっきも申しました雨水排水溝であったり、覆土のキャッピング、あと洪水調整池、洪水調整設備関係が B 工区でまだ残っておりますので、そちらのほうを最終年度として施工します。来年度末に完了を目指して進めていくという状況でございます。

ここからは各工区の状況について説明させていただきたいと思います。

AB 工区につきましては、現在、盛土法面整形や排水側溝のほうを整備しております。各工区の状況は写真のとおりとなります。

続きまして、DE 工区になります。現在の状況といたしましては、選別土の敷均し、転圧に埋戻し、盛土を施工しているという状況でして、今写真①にありますように、全体としてちょっと見づらいですが、10月時点でも大分高く盛土ができています状況でして、現在、直近ですと写真③のような1月15日ですと、もうほとんど選別土の盛土ができていて、今覆土のほうを施工しているという状況になります。

また、こちら覆土ですね。ほかの現場、県土木事務所で発注している工事で、そちらから受け入れている土を今キャッピングの覆土材として利用を今しているという状況になります。

続きまして、底面・側面遮水工の施工状況になります。前回の協議会の11月の時点では、ちょっとこの辺り、施工状況についてご説明できてなかったんですけども、ちょうど掘削が10月末に終わった時点で、こちら現場見学会もさせていただいたんですが、掘削後の状況ということで、こちらのほうを今、底面と側面遮水工を施工いたしました。地層の状況を確認しながら、最終盛土形状を整合図り、側面・底面遮水工を実施します。掘削後の状況といたしましては、入口のこちら、見えているKs2層というところが、周りにはKc3層、いわゆる粘性土層があることを確認して、部分的に砂質土層のあるKs2層が確認できた。こちらが欠損範囲ということでしたので、右の図にありますように、赤色の線で底面遮水工を実施して緑色のラインで側面遮水工を実施したということになります。

こちらが底面・側面遮水工の品質管理の結果でございます。写真にありますとおり、10tの振動ローラーでセメント改良土の転圧を実施いたしました。試験管理といたしましては、現場密度試験と透水試験をそれぞれ実施しまして、全て基準を満たす、クリアしているという結果が得られています。

こちらが底面・側面遮水工の施工後の状況になります。写真①にありますように、こちらが平べったく見えているところが底面遮水工で、ちょっと盛り上がっているところが側面遮水工となっています。

続きまして、有害物掘削除去、E区画の状況になります。E区画、もう既に9月末時点でも有害物としては掘削している状況でして、それ以降、写真①にありますように支保工を撤去しながら、選別土の埋戻し、転圧しながら埋戻していくという状況でございます。その後、12月には周りの矢板の引き抜き作業を行いまして、現在も全て埋戻しを終わって、こういう状況になっております。

続きまして、選別施設の解体ということで、こちら、選別施設の中のプラント、選別機械につきましては11月末に全て解体して場外のほうに搬出しております。現在2月に入ってから、こちら北側、北尾団地自治会さん側から解体のほうを順次進めておりまして、3月には写真にあります下の土間のコンクリートのほうをはつりながら全て取り壊しを行っていき、そういったスケジュールで今予定しております。

ここからは掘削した特異な廃棄物についてご説明させていただきたいと思えます。

こちら、前回の協議会でもちょっと御説明させていただいているんですが、10月3日から10日にかけてE区画で、地表面から6mから8mの下の層で、内容物なしのつぶれたドラム缶が131本出てきております。こちらにつきましては、掘削してフレコンバックに梱包して危険物ヤードに一時的に保管しておりました。付着物が見られないドラム缶については、場外に焼却処分済みでございます。油等、微量の付着物が確認できるドラム

缶につきましては、PCB や有害物の分析を行いまして、その結果、全て特管の判定基準以下でございましたので、焼却処分を全てしているという状況でございます。

主任技師：続きまして、同じく E 区画なんですけども、10月8日に同じく地表面から 6m、7m 下層で内容物ありの潰れたドラム缶が 7 本、廃油浸潤土が大型フレコンに 3 袋出てきております。こちらと同じように、危険物ヤードに一時的に保管して、PCB や有害物の分析を行いました。ドラム缶 3 本で特管判定基準を超過しているということで、特別管理産業廃棄物として処分を予定しております。残りのドラム缶および浸潤土は特管判定基準以下でございましたので、場外のほうに焼却処分済みでございます。

こちらが 10 月で掘削した E 区画でドラム缶が出てきたところの分析の結果の一覧表でございます。凡例にありますように、ちょっと見にくいですが、ピンク色、赤色っぽく着色している、網かけしている箇所が基準を超過している項目でございます。こちらですと鉛が 3 つ基準超過していると。あと、砒素とベンゼンが基準を超過しているというものでございます。黄色の網かけしている部分につきましては、基準値以下でございましたが、検出されているというものでございます。

あと、ちょっと下のほうに書かせていただいているんですが、上記以外の項目、ちょっといろいろ多数項目ございますが、定量下限値未満で記載のほうはしておりません。そういった結果で、数字的な部分はこちら一覧表のとおりとなります。

続きまして、二次対策工事の土工・処分実績ということで、前回との差で黒色の数字になっているところが差があったところ、灰色は特に差がなかったところを示しております。大きなところといたしましては、有害物で +1,310 t、ドラム缶および内容物が浸潤した廃棄土や・医療系廃棄物混じり土ということで、+4.54 t ということになっております。

こちらが特異な廃棄物の処分および保管状況ということで、二次対策工事期間中の 12 月末時点のものになります。

こちら前回と同じ表を載せさせていただいております、変わったところで申しますと、廃棄物の種類、ドラム缶と一斗缶というところで保管中であつたものが幾つか処分しておりますので、こちら処分の重量が変わっております。

あと、鉛蓄電池とか消火器の項目につきましては、保管していたものを全て処分しておりますので、数量は変わっております。あと若干、数量を再確認して変更している箇所がありますが、基本的には表の記載の数量となっております。

以上が工事等の進捗状況でございます。

司会：ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。

住民：ドラム缶の焼却処分というのは具体的にはどうすることですか。

主幹：答えさせていただきます。具体的には鳥取県に業者がありまして、そこに高温で焼却する炉がありまして、そこで焼却して最後、無害化处理というか、害がないような状態にして、最終は管理型処分場に埋立処分とかいうような形になっているということです。

住民：鉄は残るとかそういうことでもないですか。

主幹：鉄も残りますので。鉄とか残るものは残りますけども、焼却してフィルターとかで有害なものを取り除いて無害なものにして、最終的には埋立処分とか、あるいはリサイクルできるものについてはリサイクルというようなこともやっているというふうに聞いております。

司会：ほかに。はい、どうぞ。

住民：廃蓄電池とか物すごい数ですね。11 t 以上。こんなにバッテリーがあったんですか。

主幹：そうですね。バッテリーのほうは 2000 個あまり、2013 個出てきております。

住民：場所は。

主幹：場所はかなりいろんなところに分布して出てきているというのは確かなんですけれども、一番たくさん出てきているところは、やっぱり密に出てきているところは、DE 工区のあたりでたくさん出てきております。西市道側に近いところですね。

住民：それとか安定器にしても 6.8 kg、1.8 t ですかね。すごいですね。

主幹：安定器についても DE 工区に固まって出てきておりまして、あと何カ所か、ほかのところでもまばらには出てきてますけれども、多く出てきているところは DE 工区でございます。

住民：前は 1.7 何ぼでしたね。

主幹：そうですね。

住民：本当に処分場の中にこういうところがあちこちにあると考えて。

主幹：そうですね。A 工区、B 工区、C 工区あたりはほとんど、少なかったんですけども、DE 工区あたり、それからこの有害のE 区画の辺りでは、たくさん出てきております。

住民：私、はっきり知らないんですが、廃消火器。消火器の中身というのはあれ。

主幹：中は粉体のピンク色の粉などが入っているものです。

住民：あれも……部分だったか、はっきり知らないけど、調べて。

主幹：実際、生活上で使うものですから、実際に有害な影響があるというようなものは使われてないというふうに思われますけど、吸い込むと呼吸とかに影響があるかもしれないです。そういう有害なものが入っているというわけではないんですけども、消火器も幾つか、500 個足らずですか、492 本出てきております。

住民：医療系の廃棄物で 269 t、約 270 t ですか。

主幹：これは医療系の薬びん等ということで、実際、医療系といっても特管物といって、要するに血がついているとか病原菌がついているおそれがあるとか、あるいは注射針のような鋭利なものが入っているとかというようなものは特管物ということで、特別に扱う必要があるんですけども、そういうものは実際に出てきてないかと言ったら一部出てきております。

ただ、ここで出てきている 270 t ほどの中の多くは、小さなアンプル瓶みたいな薬の瓶とかそういう瓶で、空の瓶が出てきていると。それから、あとはこの中に土がたくさん入ってまして、1 個 1 個選別できるような状況であれば、分けて集めて、ガラス瓶だけを集めて出しているんですけども、中にはそのガラス瓶とか、あと点滴をつったりするのにプラスチックの中の道具とか、ああいうようなものとか、プラスチックとかガラスとか細々したものが混ざって、土とごちゃ混ぜになっている部分もありまして、そういうようなものは土と一緒に処分しておりますので、ちょっと量が増えているということでございます。

住民：何もかもが物すごい数値なんで、びっくりするほどなんですけど、これ

で安心できるのかなと思ってね。ほかの場所が、こっちのほうがものすごい心配です。

主幹：まず一つはドラム等、過去の証言に基づいて選択的に掘りに行っている場所、そういうところを取り除きました。それから、あとドラム缶であれば、電気探査とかで場所のあたりをつけて、そこも掘りました。それからあと、全体をメッシュに切って、土壌の溶出試験を行いまして、それで土壌環境基準を超えるような区画があれば、そこはもう全部取り除きますというような形で、極力有害な部分は取り除けるような形で工事をいたしました。

ご心配いただいているように、当然一部取り残している部分があるかと思しますので、そういうようなものに関しては影響を及ぼさないように遮水工事とか行って、さらに盛土、覆土等を行って環境に対して支障がないような形に進めているところでございます。

住民：もう一度最後に教えてください。廃ガスボンベ。穴が開いてないガスボンベ。これはどんな形状のものですか。

主幹：例えば、屋台なんかで丸っこいプロパンガスですかね。ガスのようなもの、それから大きな、例えばアセチレンガスとかでバーナーに使うようなごっついやつとかですね。さまざまなタイプのものはあるんですけども、その中で明らかに穴が開いているようなものに関しては鉄くずという形で処分しているんですけども、ガスが入った状態ですと、やっぱり破裂したりとかいう危険も伴うので、今保管して業者のほうに確認していただいて、最終的には安全に処理をするという形で進めております。

住民：分かりました。

住民：掘削工事はこれで終了ですから、これからはもう廃棄物は出てこないと考えてよろしいんですね。

主幹：そうですね。新たに掘削で出てくるものはございません。今、保管しているものですね。あと、ちょっと今片付けを行っているので、それ片付けたときに、何かちょっと残置されているようなものがあれば処理しますけれども、新たに土の中から出てくるというものはもうないということです。

住民：はい、分かりました。

今回、まとめていただいたのは、二次対策工事期間中の廃棄物なんですけど、それ以前の一時対策工事で出てきた分、それから措置命令で出てきた

分がありますよね。そういったこの処分場から出てきた有害物のいわゆるまとめはいつ頃になりますか。どこにどのぐらいの何が埋まっていたのかということをもとめていただくのは、いつ頃にでき上がるでしょうか。

主幹：ちょっといつ頃と明確には申し上げられないんですけども、今、例えばドラム缶に関しては、この表の下の枠外のところに、これ、17年、19年度掘削分のこれ、西市道のところですね。そこを業者に命じて掘らせた部分で出てきたものでございます。

それから、今、過去のデータなんかで、どこに、どういうものがあつたかというのは、今まとめている途中ではございますけれども、ちょっといつというのは明言はできませんけれども、できるだけ早く皆様にお示しできるようにしたいと考えております。

住民：この前の工事でこの分類に入っていないものも見つかっていますね。例えば、車がそのまま埋め立てられていたというのとか、そういったものも含めて発見された有害物、違法投棄物、それを一日も早く明らかにしていただきたいと思います。

主幹：はい。

司会：ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして議事 3、令和元年度第 3 回モニタリング調査結果につきましてご説明いたします。

主任技師：それでは、令和元年度第 3 回モニタリング調査結果につきまして、私、小形がご説明いたします。資料 3 のほうと途中からは当日配布とさせていただきます、この資料のほうをご覧ください。

それでは、まず調査地点につきまして。こちらは前回から変更がございまして、前回のほうでご説明させていただいたとおり、浸透水の調査地点の No.3 揚水井戸というものがあつたんですけども、こちらについては浸透水の調査地点を揚水ピットのほうに一本化させていただいたということで、前回で調査を終了いたしております。ほかは変更ございません。

続きまして、3 ページ目ですね。今回 3 回目の調査が 12 月 9 日と 12 月 13 日に経堂池の調査を行っております。その次の浸透水移流拡散概念図はちょっとご説明を変更ございませんので省略をさせていただきます、その下の調査方法およびグラフの記載についてという部分で、3 番目の項目までご説明をさせていただきます。

まず一つ目のところなんですけれども、Ks3 層の調査地点の H24-8 (2) というポイントなんですけれども、以前までと同様に水量がわずかであつ

たということでしたので、pH と EC のみの測定という形にさせていただいております。

また、C-9 のところにつきましては、水量が少なかったために、ダイオキシン類以外の項目の測定という形にいたしております。

続きまして、二つ目ですけれども、繰り返しになりますけれども、No.3 揚水井戸のほうは浸透水の排水揚水設備が完成をしたために、揚水ピットに一本化をいたしまして、令和元年 9 月の調査をもって調査を終了いたしております。

続きまして、三つ目ですけれども、調査地点におきまして過年度に環境基準を超過した項目というのと電気伝導度のほうの経年変化グラフを次のページ以降でお示しをいたします。その中で C-7、C-8、C-9 につきましては、別途 26 ページ目のほうで別にまとめさせていただいております。

それでは、4 ページ目と 5 ページ目が電気伝導度になります。

まず、4 ページ目が Ks3 層と浸透水というふうになっております。こちらについては、全体的に今までどおりほぼ横ばい、あるいは低下傾向を示しているという形で推移をしております。

低下傾向につきましては、一部の井戸がございまして、例えばこちらの H 24-2(2)につきましては、25 年の 7 月頃から低下傾向で推移をしているという状況になっております。

続きまして、5 ページ目が Ks2 層の帯水層になっております。こちらも概ねの地点は横ばいで推移をしております。その中で値の高いものを幾つか説明させていただきますけれども、まず一つ目、No.1-1 のほうが 27 年 9 月頃以降にそれまでより高い値で推移をしております。続きまして、下流側の No.1 と H24-2 と H24-4 になるんですけれども、こちらは 30 年 6 月頃から上昇傾向という形で少し上がってきております。

ただ、こちらの H24-4 のところにつきましては、今年度に入ってから少し低下傾向に変わってきたというような状況になっております。

そして、最後にこちら、No.3-1 になりますけれども、こちらは 30 年 11 月以降で上昇傾向が続いているというような状況になっております。

続きまして、6 ページ、7 ページ目がひ素になっております。

まず、6 ページ目が Ks3 層と浸透水になっております。こちらのほうは全て環境基準以下となっております。

続きまして、7 ページ目が Ks2 層になっておりまして、こちら、3 地点のほうで、環境基準の超過がありました。これら今までから超過があった地点となっております、一つ目が H24-7 になるんですけれども、こちらは 30 年 11 月以降、前回までちょっと上昇傾向になってきたところをご説明させていただいたんですけれども、今回は前回より低下したという形になっております。

その他の 2 地点、H26-S2 と No.3-1 につきましては、ほぼ横ばいという

形で推移をしております。

続きまして、8 ページ目、9 ページ目がふっ素になっております。

まず、8 ページ目が Ks3 層と浸透水になっておりまして、こちら全て環境基準以下となっております。

続きまして、9 ページ目が Ks2 層になっておりまして、こちらも全て環境基準以下というふうになっております。

続きまして、10 ページ目、11 ページ目がほう素になっておりまして、まず 10 ページ目が Ks3 層と浸透水になっております。こちらについては、環境基準の超過が 1 地点ございまして、こちらの H26-S2(2)という地点で基準を超過しております。こちらも 以前から超過をしていた地点になっておりまして、値はほぼ横ばいで推移をしているというような状況になっております。

また、揚水ピット、浸透水のほうにつきましては、ほぼ環境基準値前後でずっと推移をしているというような状況になっております。

続きまして、11 ページ目が Ks2 層になっておりまして、こちらでは環境基準の超過はありませんでした。

続きまして、12 ページ目と 13 ページ目が鉛になっておりまして、こちらは全地点で不検出となっております。

続きまして、14 ページ目、15 ページ目が水銀となっておりまして、こちら全地点で不検出となっております。

続きまして、16 ページ目、17 ページ目が 1,2-ジクロロエチレンになっておりまして、こちら全地点で不検出となっております。

続きまして、18 ページ、19 ページ目がクロロエチレンになっておりまして、こちら前回に引き続きまして、全地点で不検出が続いているという形になっております。

続きまして、20 ページ、21 ページ目が 1,4-ジオキサンになっておりまして、こちらまず 20 ページ目が Ks3 層浸透水になりますが、こちら検出はされておりますが、全地点で環境基準以下という形になっております。その中で H26-S2(2)の地点では、環境基準の 6 割から 8 割ぐらいの値で推移をしているため、引き続き注視をしていきますということになっております。

続きまして、21 ページ目が Ks2 層になっておりまして、こちら全地点で環境基準以下となっております。

次の 22 ページ目から当日配布資料のほうをご覧くださいんですけども、まず 22 ページ目が Ks3 層と浸透水のダイオキシン類の結果になっております。

こちらにつきまして、浸透水の揚水ピットのほうで環境基準値を超過したという結果となりました。こちらでは、前にも平成 30 年 1 月に超過をしております、それ以来の基準値超過という形になりました。その他の地

点では基準適合になっております。

続きまして、23 ページ目が Ks2 層になっておりまして、こちらは全地点で基準適合となっております。

24 ページ目、25 ページ目が今まで説明させていただいた考察のまとめになっております。またご覧ください。

続きまして、26 ページ目が家庭系ごみの影響に関する調査についてという形でして、結果につきましては、環境基準の超過は特にありませんでした。

評価については27回の連絡協議会でお示しさせていただいたとおり、評価対象項目の平均値が地下水環境基準に2年間適合することとするという形で評価をさせていただきますので、引き続き調査のほうは継続をさせていただきます。

続きまして、27 ページ目が経堂池の水質になっております。こちらにつきましても、ちょっと表が長くなってきたので過去5年分を掲載という形で今回からさせていただいております。

結果については pH と COD と EC が農業用水基準を超過したという結果になっております。数値については過去の変動の範囲内となっております。

28 ページ目が今回の結果の一覧表になっております。

資料3の説明は以上となります。

司会：ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いします。どうぞ。

住民：電気伝導度の4ページ、5ページのところですけれども、別紙のH24-2の井戸ですね。経堂池の横にある井戸ですけれども、Ks3層は順調に電気伝導度は下がってきて、今50を切るぐらいになってますね。

ところがKs2層のほうは、むしろ上がってきて今100になってますよね、大体。Ks2層のほうが下の層なんですよね。上の層は下がっているけど、下の層は上がっているというのをどう考えたらよろしいんでしょうか。

主任技師：そうですね。この地点はこのあたりで、特にこの2地点で上昇が近年見られるというところで、正直、何が原因だと明確に申すことはできないんですけれども、工事でも今遮水工事がたった今終わったばかりというところにして、その影響がどうなるかというのは引き続き見ていく必要があるかなと思っております。

住民：素人で考えると、普通地上から深いほうがきれいな水だということなんですけど、ここは逆なんだよね。深いほうが倍ぐらい汚いんで、自然な状況

ではないということは明らかですね。

主任技師：そうですね。上流とか 10 とか 20 だったりするところもありますので、何らかの影響があるのだろうなとは思っております。

住民：今後、処分場の環境への影響という問題が出てくるわけで、これは明らかに処分場が周辺環境に影響を及ぼしている証拠の一つと見なしてよろしいですね。

主任技師：そうですね。周辺で工事とかをしていることもありますので、ちょっと何の影響だというものは現時点でははっきり申し上げることはできないですけれども、何らかの影響があるものだとは思っております。

住民：周辺の工事というのは処分場の工事以外にあるんですか。

主任技師：近年でいいますとバイパスの工事、これが影響しているとは言えませんけれども、何らかの工事はありますので。

住民：バイパスの工事によって Ks2 層の電気伝導度は Ks3 層の倍あるんだと解釈しているということですか。

主任技師：そういうふうに断定しているわけではございません。

住民：それ言ったらおかしくなるから、そっちのほうが低いからそっち流れとるはず。逆の話されてもこまる。

主幹：例えば、平成 30 年頃とかの No.1 とか H24-2 なんか見ていると、一旦下がったものがまた上がったりとかしておりますので、工事の以前には底の粘土層が破れていて下の層に何らかの影響を及ぼしていたというのは事実だと思います。それで、工事によって埋めるために一旦掘り起こしたりとか、さらにまた埋めたりとか、遮水したり、工事をしたりしているんで、その辺りの変動の影響もあるかと思えます。

今、この遮水工事が終わったところですので、これからモニタリングを継続していきまして、これがどういうふうに変化していくのかというのをちゃんと注視していきながら、工事の効果というか、その確認もしていくというのが皆様とのお約束でもあると思えますけれども、有効性の確認というものも進めていくということになります。

住民：確認ですけど、今おっしゃった工事というのは二次対策工事。

主幹：そうですね。二次対策工事も影響はしている可能性は十分にあると思います。

住民：バイパス工事ではないということですか。

主幹：バイパス工事も全くないかどうかというのは分かりません。そこは分かりません。工事の箇所周辺はどうかは分かりませんが、もともと処分場の影響があって、その状態から工事による影響もそこに何らかの影響があった可能性は十分考えられると。

ただ今、この遮水工事が終わりましたので、今後この処分場から新たに悪影響を及ぼすものはなくなっているというふうに考えておりますので、今後これがどういうふうに変化していくかというのを注視していくということになるかと思えます。

住民：No.1-1 ですけどね。表のところ。No.1-1 は県が言っている地下水の流れから言えば汚染されないわけですよね。それがこんな乱高下していると。明らかにおかしいですね。私も前から言ってたけど、北尾団地のほうに流れているのと違うとか、技術センターから流れて来るんじゃないのかと、これが証拠じゃないですか。こういうことが出てくるということは。そっちに流れているんじゃないですか。

主任技師：No.1-1 の EC の話ということでよろしいですかね。

住民：はい。

主任技師：こちらの EC が高いことの原因については、ちょっと何回目か今パッと出てこないですけども、以前の協議会でご説明させていただいてるんですけども、何らか人為的原因があるだろうということは思っておるんですけども、一応中の浸透水のイオンの比率と No.1-1 のイオンの比率を比較した等々の調査結果から処分場の水が直接 1-1 に行っているわけではないという形で結論をご説明させていただいております。この辺の地中に何らか EC を上昇させるような原因のものがあるんじゃないかという形で、今県のほうで調査結果としてご説明をさせていただいております。

住民：それなら高いなら高いままとかなら分かるんだけど、こんな乱高下していたというのはちょっとおかしいですよね。そこに原因があるんだったら

。

主任技師：変動につきましては、ちょっと原因が処分場ではないという結論だったんですけど、じゃ、何かというところまで断定できるところではございませんので、その原因次第でどう上下するのかというのは何とも言えないところであります。

住民：1-1 の近くで、じゃ、それに比較するようなボーリングの場所ってないですよ。先ほどイオンの関係、言われたけども、比較するところ、ボーリングないじゃないですか。

主任技師：それは浸透水の井戸としてということですか。

住民：ええ。

主任技師：調査させていただいたときは、今の調査地点ではないんですけども、過去に E-2 という井戸がこの辺りにございまして、たしかこの辺りに E-2 という井戸があったんですけども、そこで調べた結果と比較をしております。

住民：E-2 はきれいやったでしょう。基本的に。こんなにひどくなかったでしょう。

主任技師：ちょっと具体的な数字を覚えてないですけど、ヘキサダイアグラムの形を比較できる程度には EC はあったと記憶しております。

住民：きれいなほうで見てたんですよ。それなのに 1-1 やったらこんなに乱高下している。だから、やはり雨の関係とかで流れがこっち側に雨が降ればここに流れる、雨が降らなかったらこっち流れるとか、地下水ってそうなっている場合が多いから、そういうことが起きているんじゃないのかと私は思っているんです。だから、やはり汚染しているんじゃないかと。

あと、形態が違うと言われたけど処分場っていうのはまだらやから、一定のモデルばかりじゃないから。汚染度が全部ばらばらやから、その場所によって当然違うのは当たり前やから均質な汚染ってないでしょう。処分場なんて全部ばらばらなんやから、当然、基本的な状態が違うのは当たり前じゃないですか。だから、これは当然処分場やと思う。そうでなかったら技術センターが悪いということになるんですか。ここらだったらそこしかないですよ。そんなことないでしょう。

主任技師：ご質問の 1 点目ですけど、まず廃棄物の性状がバラバラだというお話ですけども、浸透水のイオンの比率というのは、今も毎年調べておるんですけども、その年によって全然変わったりとかはなくて、比較的一定、場所ごとに一定の形を示しているなというのは見た上で比較をしております。

住民：だけど、その近くにないでしょうと言っているんです。比較するボーリングの場所がないじゃないですか。

主任技師：それについても、E-2 というのが今はやってないですけど、こちら辺にあって、まあまあ近いのかなというふうには県としては思っておりますけれども。

住民：当然、深さも違うし廃棄物だけがおるといえるのが言えるし。

主任技師：ヘキサダイアグラムも含めて何種類か調査をさせていただいて、それで総合的に勘案させていただいた上で、処分場の中の水がその降水によって上下しているような影響ではないのかなというふうに一応結論づけさせていただいてはおります。

司会：ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。
はい、どうぞ。

住民：家庭系ごみの影響に関する調査についてということで、四角に囲ってあるところですけども、評価方法として評価対象項目の平均値が地下水環境基準に 2 年間適合することとすると書いていますけども、これ、一応平均値じゃちょっといかんのじゃないという話を住民側からはさせてもうてると思うんです。判断するというので。その中で出てきたものがええかは相談して、これについてはまた後でいろんなことを考慮して進んでいくというような話になったと思うんですけども、そういうことでよろしいですね。平均値が適合したらいいと。例えば 1 回ばあっと突発的に高い値が出たときでも平均値がよかったらいいというような話でしたけれども、それではちょっとよろしくないんじゃないかというような話が出たと思うんですけど。文字がこういうふうに書いていると、それがそうかなと思ってしまふかなと思って、ちょっと確認したんです。

主任技師：多分おっしゃっているのが、工事後のモニタリングの話かなと思うんですけども、そちらについては、ちょっと今検討中という形で、またご相談させていただきながら、有効性の確認の調査につきましては、また

ご相談させていただきながらやっていくところではありますけれども、一応この家庭系ごみに関する調査については、これでご了解いただいたというふうに思っております。

住民：そうでしたか。

主任技師：はい、そういうふうに認識しております。

住民：何か 1 回でも高かったら何か心配になりますやん。だからそういうのは周りをもっと考えて、それでずっといくというよりも、ある程度考えて評価していくと、そういうふうな対応の方向じゃなかったでしたか。これだけやなくて工事の評価もそうですけどね、今後の計画の。

主任技師：いろいろと何らか地下水の調査の結果を評価するに当たっては、出てくる論点かなとは思いますが、有効性の確認については、先ほど申しましたとおり、ちょっとまたご議論させていただくんですけども、一応家庭系ごみについては、こういう形で何らか出たら、それがどうなんやという評価自体は、何らか考えてはいくとは思いますが、一応評価の方法という形で、一律なものとしてはこういう形で平均値が適合することとするという形で、一応こちらの協議会のほうでご説明をさせていただいているところであります。

住民：だから、そちらが説明していただいたのを私ら了承したわけじゃない。

主任技師：一応、この 27 回のときに、これでさせていただきますという形でご説明させていただいて、それでいきましょうと。

住民：こちらは了承なんかしてない。そんなんおかしいと言うてたほうで。

住民：そのときに、またこれにこだわらずに協議していただくと、そういうことをお願いしたいというふうに。

室長：すみません。家庭系ごみにつきましたはいろいろご心配をいただいているところでございます。室長の三橋でございますけれども。

以前から申し上げておりますけれども、土地の所有者といえますか、所有者としての責任を果たさせていただくということで、ごみのモニタリングをやらせていただいておりますので、今日もそうなんですけど、毎回このように毎回の結果をご報告させていただいております。その中で特筆すべきようなデータが出てくるとか、そういう場合もあるかもわかりません。

その場合には、もちろんご心配いただいておりますが、アドバイザーの先生方もおられますので、そういった方に確認をしながら進めていくと、このように考えております。

それでよろしいでしょうか。はい。

住民：それと、このところに C-7、C-8、C-9 と書いてますけど、この図がないですよね。もうひとつぴんと来ない。

主任技師：ちょっとページが飛んでしまうのは申し訳ないですけど、2 ページ目のところに、この C-7、C-8、C-9 含めた調査地点の場所はお示ししております。

住民：分かりました。

主任技師：申し訳ございません。

司会：ほか、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

はい。それでは、次に進ませていただきます。続きまして、議事 4、当面の敷地管理計画につきまして、ご説明いたします。

主査：すみません。今年度より工事の担当をしております駒井と申します。よろしく申し上げます。

工事完了後の当面の敷地管理につきまして、前々回 9 月の協議会のほうでは、今後の予定について、前回 11 月の協議会では、一応点検の種類とか実施する内容についてご説明させていただいたところでございます。今回は維持管理の頻度の設定のお話やご質問のありました情報提供につきまして、現時点で整理したものを説明していきたいなというふうに思っております。よろしく申し上げます。

まず、資料 1 ページ目なんですけれども、前々回と同様の資料で、工事完了後はモニタリングとあわせまして施設の維持管理についても実施していく必要がありますというふうにご説明させていただきました。当面の敷地管理につきましては、工事完了後から工事の有効性を確認できるまでの期間の計画として整理していきたいというふうに説明させていただきました。

続いて、2 ページ目なんですけれども、こちらも前回の資料と同じような、同じ資料を再掲載させていただいております。上段のほうでは、施設の維持管理について点検、維持管理、補修では何をしていくのかというのを説明させていただいております。ページ下段につきましては、旧処分場内につきましては一般の方が容易に立ち入れないように侵入防止のフェンスを周

圃に設置する予定ですので、県や委託業者によって日常点検や定期点検といった各種点検を実施していきますというふうにご説明させていただきました。

続いて、資料の 3 ページ目なんですけれども、上段では管理対象施設としまして、左側の赤色のほうは地上より見えているものと右側の地下にあり目で見えないものというふうに整理させていただきました、それぞれの点検内容につきまして説明のほうをさせていただきました。

続いて下段なんですけれども、水処理施設につきましては、現在外部の業者さんのほうに委託しておりますので、その実施中の主な内容につきまして、紹介のほうをさせていただいたところです。

次に、4 ページ目なんですけれども、こちらは前回の資料では施設ごとに 1 スライドずつ説明のほうさせていただいた内容のものにつきまして、こういった表のような形でちょっと整理のほうをさせていただいております。

続いて、5 ページ目の上の段なんですけれども、こちら補修・維持管理についてというところで、前回資料より一部への追記、修正させていただいているところがございます。追加箇所につきましては、前回の資料では、検討中ということで空白とさせていただきました、こちらの除草の頻度とか池や水路の頻度のところについて赤字で記載させていただいております。

まず、除草なんですけれども、現在も実施しております二次対策工事の前に維持管理業務の委託としまして年 2 回除草のほうをさせていただいておりますことから、同様の頻度として実施していきたいというふうに考えてございます。実施時期につきましては過去の実績では概ね 7 月と 9 月の方に実施しております、夏の初めとか秋口のほうに実施しておりますので、同様の対応としていきたいなというふうに考えています。除草箇所につきましては、舗装してない箇所につきまして平面部のところで実施する予定となっております。継ぎ目などで繁茂しているところにつきましては、必要に応じて対応していきたいなというふうに考えてございます。

次に、池や水路の清掃なんですけれども、基本的には年 1 回実施していきたいなというふうに考えてございます。こちらはふだんの点検のほうで堆積している場所とかを確認した上で、必要箇所を清掃するようにしてきたなというふうに考えています。実施時期につきましては、過去の実績がないので、最適な時期がちょっと分からないんですけれども、堆積状況を見ながら状況に応じて対応していきたいなというふうに現時点では考えています。

続いて、下段のほうなんですけれども、こちらが今回新たに作成した資料となっております。前回ご質問のありました情報提供につきまして、現時点の基本的な考えにつきまして、ちょっと整理のほう、させていただいておりますので、ご紹介させていただきます。

整理に当たっては、資料 2 ページ目のほうで、日常点検とか定期点検とか点検の種類別に実施頻度を記載しておりますので、その種類別に整理させていただきます。

まず、日常点検なんですけれども、こちらは週 1 回、現地のほうに確認させていただくというふうにご説明させていただいておりますので、それを毎月 1 月分という形で結果を取りまとめて一応報告するような形で考えてございます。現在、各自治会さんのほうに工事の情報を配布させていただいてることと同じような形で、月 1 回、資料を配布させていただきまして、また県のホームページのほうにも一応公開するような形で対応していきたいなというふうに考えてございます。

また、点検結果の概要につきましては、こういった連絡協議会の場で報告するような形でしていきたいなというふうに考えています。

次に、定期点検につきましては、年 1 回の実施と考えていますので、点検後のこういった連絡協議会の場でちょっと報告するような形でしていきたいなというふうに考えてございます。

次に、臨時点検なんですけれども、こちらは点検実施後、各自治会さんのほうに、ちょっと一報を入れるとともに、日常点検と同じような形で資料配布とかホームページ公開のほうをやっていきたいなというふうに考えています。

また、詳細点検につきましても、点検実施時に応じまして結果概要を連絡協議会の場で報告するような形で対応していきたいなと考えています。

こちらはあくまで案ですので、現時点の基本的な考え方を整理していますので、状況に応じまして、また個別、具体に対応していけたらいいかなというふうに考えてございます。

また、自治会さんのほうでこういった対応してほしいというような要望とかありましたら、個別に対応していければなというふうに考えてございます。

最後に資料の裏面 6 ページ目なんですけれども、こちら前回質問・意見のありました内容を掲載させていただいております。

内容としましては、最初の資料 1 のほうで報告させていただきました凍結対策とか日曜日の対応についての記載をさせていただいております。

また、次回の新年度の初めの協議会におきましては、一通り説明させてもらったこととおさらいしたいなというふうに考えてございます。来年度は、まず一通りおさらいのほうさせていただきまして、内容を確認させていただくのと、あと点検結果をどういった形で報告するという報告の様式案とかを紹介させていただきまして、再来年度、令和 3 年に備える形で進めていきたいなと思っておりますので、今後ともよろしく願います。

資料 4 の説明は以上となります。

司会：ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。どうぞ。

住民：北尾団地なんですけども、5 ページ、除草の件、役員会で言われているんですけども、必要に応じて実施とあるんですが、うち一番隣接しているので、やっぱり個別対応というのをしっかりしていただきたいなというのを念を押しておかないと、ほかの河川とかもですけど、こっちはお願いするんですけど、そっちではこれぐらいやからまだですと返って来ることがあるんですけど、やっぱりちょっとうちは隣接しているのでやっていただきたいなと、動いてほしいなと。個別対応というか、必要に応じてというのはどこまでが必要かということなんですけどね。今は業者さんがいるので、声上げたらすぐしてもらえるんですけども、県さんも 2 回という話をするので、これはちょっと皆さんの前でも対応をきちんとしてほしいなと、そういうお願いです。

主査：現場の状況を見まして、またご相談をさせていただいて対応していきななというふうに思っております。

住民：はい。

住民：今後処分場で残る地上構造物は水処理施設だけになると考えてよろしいですね。

主査：構造物自体は水処理施設と、あと水路とか側溝とか柵とかもございまして、そういったやつとかとキャピングとあって、覆土の上にシートとかしたりしたり、あと舗装ですね。舗装とかしたりしてますので。

住民：なるほどね。施設と呼ばれるものは。

主査：そうですね。大きい施設というと、そんな感じ。

住民：それでお聞きしたいんですけど、この水処理施設の地盤は安定的なものだというふうに確認されているんでしょうか。

室長補佐：水処理施設のほうも建設されてもう 5 年以上たつかと思うんですけども、地盤調査したわけではありませんけども、今も十分機能していて、沈下等があつて支障があるということは現在見受けられませんので、今後ともそのままの状態で使用できると思っています。

住民：水処理施設って、以前あった施設のイメージは、上に何か乗せているだけなんだよね。しっかり基礎をつくって建てたようなものであって、以前、私の見た水処理施設はなかったんだけど、今回の水処理施設をつくるにあたって、地盤が何 m までごみが埋まっているとか、そういうような調査はされたんでしょうか。

室長補佐：ちょっとコンサルからの意見でもよろしいでしょうか。すみません。

コンサル：以前、有害物対策検討委員会の際に、30m メッシュですとか、その間の 10m メッシュとかでやっていますので、その中では一応確認してまして、基本的には、ちょっと今、コンター図がないんであれなんですけど、あちらのほうは廃棄物があっても薄い、ほとんど直で地山だったというふうに今ちょっと記憶。ちょっと今、コンター図がないんであれですけども、そんなに廃棄物が深くあるというイメージはないと思います。

住民：何でそういうことを申し上げるかと言ったら、ガス化溶融炉が建てられたときに、地盤を調べたら 17m 以上、ごみだったんですよね。そんなところに焼却炉を建てていいのと言ったら、県の人には焼却炉はごみの上に置いてはいけないという規則はないんだと、だからいいんだというふうに言われたことがあって、この水処理施設のことをちょっとオーバーラップしてきて、今後どれだけ続くか分からないので大丈夫かなという不安を持ったので、もし何かデータがあるようでしたら今度調べといていただければありがたいです。

コンサル：ちょっと昔のことを思い出していただきますと、あそこには事務所がもともとございまして、厚いごみがあそこにもともと埋まっているというよりは、どっちかといいますと、あそこの山のところを切土して造成したようなところだったというふうに思います。

それともう一つは、水処理施設の下にちゃんとスラブといいましてコンクリートの板を置いていますので、それで荷重を平均化して強固な地盤だというふうに我々としては認識しております。

室長補佐：今度、データを用意して、その辺、説明させていただくことでよろしいでしょうか。

住民：はい。ちょっとますます不安になって、RD 社って既存の建物の下には何か絶対違法物を埋めていたので、その上に事務所の建物があったという、何か危ないなど、かえって不安に今なりかけたので、よろしく願います。

住民：ちょっとホームページとかで発表するときになんですけれども、例えば工事情報を私、見てたんです。299回からずっと止まっていたみたいと思うんですけど、2月の初めに更新されて310回くらいまで、その辺まで来たと思います。あれは何かあったんですか。

それとあと、ついでに言いますけど、今のホームページの工事情報、ずらずらと出ているんですけど、下へ下へと行ってクリックしないと出てこないという、ああいうホームページのつくり方になっているので、そこだけじゃないんで、ほかの部分も全部のシステムもそうなんですけど、非常に使いにくいなというふうに思うんで、その辺のところはそういう声もあったということで検討していただきたいと。

それと、そのぐらい期間空くと、1月がやったら何かあったかもしれないんですけど、そういうふうにホームページに公表するということになっているんで、できたらちゃんときっちりとすぐに上げるようにしていただきたいなと思います。

主事：今おっしゃっていただきましたホームページの件なんですけれども、掲載がずれていたことが一度ございまして、ちょっとどなたか分からないですがご指摘いただきましたものですから、それについて改善させていただいて、今は全て載っている状態になっているかと思います。

住民：私や。

主事：そうでしたか。大変失礼いたしました。今後気をつけていきたいと思えます。

それから、今私もページを見ておったんですが、確かに26年度からずらっと上から下へ並んでいて、見づらいというご意見もよく分かるところで、ちょっと表にしてそれに載らせることが今できなくなってしまったんですけれども、例えば年度別にページを分けてリンクをたどっていただくような形で、ちょっと押す回数が増えるんですが、細分化するとか何か手立てを考えたいと思いますので、またご覧いただいてご意見がございましたら、ここはこういうふうにというところをまた教えていただければ、改善していきたいというふうに思っています。

住民：ついでに言いますけど、あれ、ダブってますわ。二次対策工の工事情報が全部が載っているところと去年の3月までかな、それぐらいのところ載っているんで、二つダブっているんですよ。だから、古いほうで止まっているところを見ると、ああ、これしかないんやなと思ってしまいうんで、だんだん下に行くと、ああ、ここにあるわと、そういうふうになっているんで、ちょっとその辺も改善したほうがいいかなと思います。

主事：すみません。今おっしゃっていただいておりますのはどのページになりますでしょうか。30年度までで止まっているとおっしゃっていただいたのは。

住民：処分場のほうに入りますよね。いろいろ住民等の何とかと書いてますけども、あの中に二次対策工の工事情報というのがあるんですけども、上のほうが途中で止まるとるんかな。下のほうに行くと全部あったんですね。2箇所あるんですよ。

主事：ちょっともう一度、ページ見直しまして止まっているところがありましたら、1個にまとめていくような形でやっていきたいと思っておりますので。

住民：上だけ見た人は途中で終わっていると思はるから全部見られるように。

主事：改めてページの内容の見直しをさせていただきたいと思えます。

住民：4月で雨水の排水工とか洪水の調整池とか工事が終わりますよね。その後、私たち現場で説明会は開いてもらえるんですか。

主査：多分、資料2工程表のところに、多分たまたま4月まで書いてあると思うんですけども、実際はもうちょっと、来年度の工程は実際はあると言えらる。

住民：続くわけですか。

主査：はい、まだ。

住民：そのときでいいですけど、そのときに現場で見せていただくということは考えておられるんですか。

主査：一応、またキャッピングとか全部の工事終わりましたら、一度皆さんに最後の現場見学会じゃないですけども、そういった形でご覧になれるような場をちょっと作りたいなと思っておりますので、またよろしくお願ひします。

住民：RDがやった調整池というか、それは水が入らない調整池。水が入らないようにわざわざしてある。それやったら何の意味もあらへん。何のために私ら今集まって話し合いをしてたんか。雨水がどれだけ、雨の量がどれだけやから、どれだけの量になって、これで、だからこれでいけるのやと

か、水が入らないような調整池をつくって、何のために話してたんやという事になったあるさかいに、やはりそういう前例があるんで、それで雨水は全部入るといのが前提の話やから、そこを確認ということで。

主査：そうですね。実際、ちょっと水流してみるとかまではないかもしれないかもしれないですけど、一応また見に来ていただけるような形でしたいなと。

住民：はい。

司会：ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。

住民：小野自治会ですが。小野自治会は総会になりますと、出てくるのが経堂池の水質、数字は別としてこの将来的に水質のモニタリングはもう終わるんですかという質問があつて、気持ちとしては続けてもらいたい。いつまでとは言いませんが、そういう続けてもらいたいという気持ちを自治会としては持っております。皆さん方、非常にそういうことを気にされているので、この場でお願いしておきたいと思ひます。

それと、経堂池の下、皆さん、地元の方ばかりなので関心がものすごいあるんですが、市のほうで健康運動公園の基本設計に4月から入るといような話も出ておまして、やはりその一番上にある池ですので、やっぱりまた水の利用も考えておられるかも分かりません。そういうことも含めて農業用のため池でもありますので、この事業が終わつたら、もうしないよじゃなしに、それは県として年何回かは続けていただきたいという気持ちでいっぱいでございますので、どうぞご検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

室長補佐：地元からの、小野自治会の要望のほうについては今お話を聞かしまして理解してつもりでございます。今も経堂池につきましても国道もできまして、いろんな水が入ってきているという状況になって、なかなか処分場の影響かどうかと、なかなか影響が判断しづらい状況にあると思ひます。

来年度工事が完成しますと、処分場のところには最終的に処分場のほとんどの水が調整池のほうに入って、それから調整池から経堂池のほうに入るという構造になっておりますので、処分場の影響をまず把握するのは、もうじき完成します調整池の水を測ることによって、処分場の影響が正確に把握できるかなと思ひております。しばらくの期間はこの処分場の影響はどうかというのをまず優先にモニタリングを進めさせていただきまして、その結果に基づきまして、何らか変なデータが出るようなことでしたら、また経堂池の調査も考えていきたいと思ひております。こういう結

果でよろしいでしょうか。

住民：分かりました。

住民：今の経堂池の話ですけども、ここ電気伝導度が年々悪くなっているような感じがするんですよ。平成26年度から見たらだんだん上がってますよね。なぜ上がるのか。

地下水で電気伝導度が上がっているのと何か連動しているように思いません。これ、詳細を比べたら。

主任技師：経堂池の電気伝導度ですかね。

住民：はい。

主任技師：ちょっと今、今回過去5年分を掲載いうことで切らせていただいているんですけども、これ、上がっている、ちょっとここだけ見ると上っているように見えるんですけども、このあたりで1回、バイパスの工事の関係で水抜いたというのがあって、そのときに一時的に下がった、たしかそういうデータがあって、そこで工事前の数値ぐらいにだんだん戻ってきたという経緯だったというふうに記憶はしております。

住民：45とか41言ったら、僕らマイクロジーメンスで考えたら400とかそんなんですよ。普通の雨の日やったら100とかそんなんですよ。何で400もあるの。この場合は41とかそういう数値やけど、こんなにあるというのがそもそもおかしい。これが全く下がらないって何ですか。

住民：よう分からんけども、化学者でもありませんし、大の苦手の化学なんですけど、あの池、ずっと水は抜いてない。ただオーバーしただけが出てくる、そういう状態で何年もあればどうなんですかね。数字的に。もうそういう状態の池やという前提で考えていただいたらどうなんでしょうかね。当然、流れますよとか一遍全部抜こうかというとんでもない発想でもいいんやけどね。だったら……今、本当に全くと言うほどたまっただけですわみずだけがオーバーするだけで。だから何回も立ち会ってますけどね、モニタリングのときに。やはりその辺見ると、そこはずっと滞留している場所やな、ここ……ましなかなという人ごとみたいな感じで現場に立ち会ってますが、そういうのは詳しい方がおられたら参考にしてもらったらいいと思いますが、もう私は化学はばったりです。すみません。

住民：確かにたまっているけど、雨が降ってますよね、雨水が入ってますのよ

ね。そしたら、余計薄まる。

参与：すみません。ちょっとだけ説明させていただきますね。

今、小野の自治会の方がおっしゃいました、たまっているということで、電気伝導率というのが水の中に溶けているイオンというものですので、これは溶けているものですから、塩とかそれと同じもんですね。ですから、それは例えば物すごく天気の良いところで砂漠の地帯で蒸発して塩だけ残っている状態やったら高くなりますけれども、ちよろちよろオーバーフローしている状態で濃縮していくというのはちょっと考えにくいと思います。

つまり、電気伝導率はあそこで言うなら塩だと思ってください。塩が溜まっている水やと蒸発してくるんですけども、蒸発するところまで行っていないですよ。オーバーフローはちよろちよろしてますでしょう。ちょっとは動いているんですね。だから、そのまま濃縮していくというのは、ちょっと考えにくいと思います。

例えば、この絵の中で見ますと、平成29年2月15日見てください。平成29年2月15日の塩化物イオンってあるでしょう。ここでぽんと22まで上がっているんですね。冬に塩化物イオンで上がるということは、これはあくまで推定ですが、凍結防止剤の可能性はあると思っています。

住民：あそこで使いますか。

参与：バイパスから入っている可能性があるのと、これは仮定ですけどね、申し上げている。

住民：これは29年でしょうか。

参与：ええ。ですから、もうバイパスの工事は終わっちゃっていますよね。しかも冬場ですので、これ、仮定でございますけども、あそこからはそう言ったものが入ってくる可能性有り得るんです。イオンに関してはですよ。その他のものは何も言っていません。塩気のものについて言っています。電気伝導率に関係のあるようなもの。

ですから、いろんなものの影響を受けるんだよということだけちょっと考えていただきたいのと濃縮というのはちょっと考えにくいということですね。

住民：ということは、一遍半分抜きましようかと皆さんが言うてくれはったら抜くんやけども。

参与：抜いても。

住民：駄目ですか。

参与：例えば、日干しされるのは、あれは泥から溶け出してくるものを抑えようとして日干しされると思うんです。普通は。今、この場合、何か泥から溶け出してくるものが影響しているかということ、ちょっと考えにくいですね。そのイオンのほうに関しては。

住民：私の意見としては日干ししたほうがいいと思います。日干ししたら。底から湧いているんじゃないかと思う、水が。そういうふうに思っているわけです。ずっと前から。

参与：そこは申し上げますが、先ほどの道路の工事ばかり言って申し訳ないですけども、あの道路工事を行うに当たって道路の下は沖積層を全部固化しているんです。地盤改良してますから。要するに、RD 処分場のほうからこっちに流れてくる水というのは少し減っているんじゃないかと思っています。沖積層というのは池の底の泥ですよ。泥の部分については、あの道路の下は柔らかいものやから固化しています。だから、入りにくくなっていると思ってます。今までよりはね。

もう一つ言うと、道路の工事によってあの池は面積が 2 割減っています。それだけ全体の水の量が減っている。2 割減っている。ちよろちよろ流れ出してるけれども、そうかといって蒸発してその量的にはあんまり影響がないでしょうと。ただ、入ってくる量としては、RD のやつが入ってくるし、道路の雨水の汚水も入ってきますね。そういうことは変わりましたということだと思っんです。

住民：なぜ下から言うかということ、池の下側の田んぼの跡等で湧き水ありましたよね。

参与：それは〇〇さん、あそこの堰堤を御存じですか。あそこは農業用の池で、堰堤があつて池をつくっているんですね。あの堰堤の補修をされてないんですよ。ですから、あそこは漏れているんです。

住民：だから、そこで水銀やらが出てきました。

参与：それと関係なしに、堰堤の中に止水の粘土が入ってますよね。あその部分は当然長い年月たってますから、本来ですと補修しなければならないんですが、補修が十分じゃないと思いますので、下の地域がじゅくじゅくになってきているというのは、池の水が漏れ出してきてるんですね。だから、あのほうに入っていくと、あの堰堤の下のところはずぶずぶとしみ込

んでしまうような状況になっていると。あれは堰堤が傷んでいるんだと思います。

住民：どっちにしても 1 回全部干したらいいんですよ。そしたら、はっきりする。

参与：ですから、先ほど道路工事の中で水をかい出して干して、それで工事をされてから水を戻しているんですね。だから、干すという操作は一旦入っているんですよ。

住民：完全に抜いた。

参与：ええ、そうです。だから、堰堤のところに本来ですとバルブがあって外へ出すんです。それが壊れているものですから、国道工事さんは水中ポンプを入れて全部かい出されました。その後の値がこの結果だということです。

住民：そのときに水は出てこなかったんですよ。

参与：出てくるというのはどこから。

住民：湧き水は。

参与：そんなものはなかった。

住民：そのとき見たかったですね。それは前から言い続けてたことじゃないですか。それなのにその現場は私は見てない。

参与：それは小野自治会さんのほうで国道さんとやりとりされて。

住民：国道工事したときに小野さんが見とるから小野さんに聞いたほうがよろしい。

住民：役員だったら見ておられるんですけどね。

司会：そのほか、この議事 4、当面の敷地計画に関連しまして、ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。どうぞ。

住民：今まで僕もずっとこの工事、3 年間見させてもらったんですけども、い

ろいろ工事をやられて、データもいろいろ出されて、我々見ているわけなんですけども、素人なのでこの工事終わる、もうじき工事終わりますよね。そのときに、滋賀県さんとしてはどういう結果を出されるのか、モニタリングはモニタリングでさっき注視してということは、これからの話し合いとかしていただくというのは分かっているんですけども、工事が終わった段階でどこまでできたとかという表明とかしていただけるんでしょうか。

僕ら遠くから見ているといつまでもぐちゃぐちゃしている感じになりますので、どこかで一遍整理いただいて安全宣言じゃないんですけど、いろんな形で考えを表明していただくありがたいと思っているんですけど、いかがなものでしょう。

室長：すみません。室長の三橋です。

工事につきましては、ずっとご説明させていただいてますけども、来年度、工事は終わります。

ただ、工事が終わっても、それでもうオーケーかというところ、そこはそうなって欲しいと思ってますけども、少なくとも2年間は今の同じような格好でモニタリングをやりますし、その後、さらに3年先、つまり工事が終わってから5年後ですけれども、この工事の有効性の確認ということの皆様方と一緒にするという事になっておりますので、どの段階で安全宣言するんやということはあると思います。

そういったことなので、今の段階でこちらとしてもええ加減なことはちょっと言えないと思いますので、まず今の段階ではしっかり工事をやらせていただいて、先ほどお話ありましたけど、現場見学というお話もあるので、来年、工事ができたときにまた見ていただくようなことは多分あると思いますけれども、それだけではなくて、やっぱりモニタリングをした結果を踏まえて、皆様と何らかの形で話し合いをしていくということだと思いますので、今のところ、そのように思っております。すみません。

住民：一時的に結果出せないと言われても、サジェッション、ここまでやったというような表明していただいて、ちょっと安心をさせていただきたいと思うんですけども、それが安心じゃなくて、いろいろまだ皆さんの不安もあると思うんですね。だから、こういういろんな形で一つ、どこかでサジェッションしていただくと思うんですけど。

室長：すみません。とりあえず、ちょっと今、私どものほうで答えを持っておりませんので、言っていたことにつきましては、そういったご意見があったということは踏まえさせて、持ち帰りさせていただきます。

ただ、その辺のことにつきましても、ここにおられる皆さん方のご意見もしっかり聞かないといけないと思うので、またどういう格好になるのか

分かりませんが、今後とも継続してご相談させていただきたいと思っております。

司会：ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。どうぞ。

住民：こういう数字のことでなくて、もう一度確認をしたいことがあって、この土地については間違いなく県がずっと持ち続けていただけたらということに理解しててよろしいんでしょうね。最後まで責任がついて回るということになるんですが、そういうふうに理解しても。

部長：はい。ここは県が取得しておりますので、責任をもって管理させていただきます。

司会：そのほか、この敷地管理につきましてご質問、ご意見等ございますでしょうか。もしそのほかのことについてご質問ございましたら次に聞かせていただきたいと思います。ひとまず当面の敷地管理計画につきましては以上でよろしいでしょうか。

はい。それでは、これをもちまして議事 4、当面の敷地管理計画につきましては終了とさせていただきます。

これで予定の議題 4 題につきましては全て終了いたしました。そのほか、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

住民：栗東市さんにお尋ねいたしますけども、この問題が起きてから周辺の井戸の使用を禁止しているかと思えますけども、その対応を今後どういうふうにしていくのか教えてください。

課長（栗東市）：今、ご意見いただきました井戸水の使用等についてのことにつきましては、今現在も年 2 回、広報で地下水の利用に当たっては、引き続き十分ご留意下さいという内容での通知はさせていただいております。今後におきまして、どの程度利用されるかというのは、以前に調査をさせていただいた中で、飲用で使用されておられるところとそうでないとかいろいろデータは残ってます。それに基づいて、今後モニタリング結果も踏まえた中で、その辺については、市のほうで安全宣言を出すということは非常に難しいかと思えますけれども、地下水利用、特に飲用される場合につきましては、基準といいますか、使用される方がご自身で本来検査をしていただくというようなルールになっておりまして、その中で最初に利用される場合については 12 項目ですね、その内容についての検査を受けていただいて、それがオーケーであれば飲用に使用していただけたらという内容になりますので、その辺についてもまた最終的な結果として市のほうで広

報に載せさせていただくことも必要なのかなということは考えております。

住民：お尋ねしたいのは、年 2 回の使用制限の呼びかけというのをどの段階で見直す予定なのかという、もう工事が終わっていくわけですけども、それをお尋ねしたいんです。

課長（栗東市）：少なくとも 5 年のモニタリングが終わって、その検証が済むまでは掲載はさせていただきます。

モニタリングも全て終わった中で、この協議会の中でも安全やという共通の認識が持てまして、先ほどの安全宣言でないですけども、そういったことが実施できるまでは、少なくとも掲載を続けたいというふうに考えております。

住民：分かりました。じゃ、この協議会で合意が得られた段階で見直すということですね。はい、分かりました。

司会：そのほか、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

住民：すみません。北尾団地なんですけども。

この協議会では環境に関する工事に関連することを議論するとなっているんですけども、うちは隣接地なので後はどうなるのかとか、説明では令和 2 年度で終わって、5 年間、水質検査とかそういうのをしてもらって、そこからどうなるかという話になると思いますという話はしているんですけども、どうしても近隣でこういう協議ができない場合は、そういう話を聞いているんですけども、ここに書いている今後の跡地利用についての考え方を議論するに当たっては、この協議会の要綱を改正したり、別の場の設定が必要になってくるということを考えておられると思うんですけども、それはこの協議会が終わってから、例えば来年度とかからしていただけるのか、〇〇さんも言うように、極めて重要な論点だと思うんで、今から考えていただけたらいいのかなと思うんですけど、そこら辺は見通しとしてはどうするのか、県はどうするのかというのもあると思いますので、そういう話はいつぐらいにできるのかなというふうに近隣としては思っているんですけども。

室長：では、県のほうの考え方をお答えいたします。

何度も申し上げますけども、まずは工事をちゃんとやって完了して、皆様方に有効性を確認していただくということが一番重要というふうに思ってます。

跡地利用を本格的にどうするのかということにつきましては、有効性が確認されて、再度掘削等の工事をもうしなくてもいいということが確認できないと、なかなか本格的な検討というのは難しいのかなと思っております。

今、会長がおっしゃったように、連絡協議会は設置要綱におきまして、二次対策工事のことについて話し合う場ということでございます。この間、〇〇さんのほうからも、この跡地についての検討も大事だというようなこともご意見いただきまして、その辺はこちらも踏まえているところでございます。

今後、どうするかというか、現状、どういうふうに思っているかということなんですけど、この場でお話をするのであれば、やっぱり要綱を変えないといけないと思っていますし、この場には中浮気さんが入っておられないというのがあります。それから、例えば栗東市さんとかおられるのは環境部局の方ということになりますので、例えば都市計画であったり、そういう部局の考え方も聞かないといけないのかなと思ってます。

一つには、メンバーとしての中浮気さんのお考えを聞くのであれば、中浮気さんのほうに伺うなりして、どういったふうなお考えをお持ちなのかやっぱり聞いてみたいというふうに思います。それから、栗東市さんともお話し合いをしないといけないと思っています、これにつきましても、これからなんですけど、やっていかないといけないかなと思っております。いずれにしても、現状は今そういう状況でして、来年度、工事が終わっていく中で、来年度の間ぐらいには話ししていかないといけないと思っていますし、またここにおられる皆さん方の意見も聞いて、どうしていくのかということを決めていきたいと思っていますので、焦らずといいますか、焦らず遅れずという感じだと思うんですけども、そういった感じで進めていきたいというふうに思っているところでございます。

副市長（栗東市）：栗東市です。栗東市につきましては、本当にあの土地が安全という保証、皆さんここで合意形成、安全やということになれば、本当に市民の皆さんのために、近隣のために有効活用できる方法を皆さんで御相談申し上げていきたいというふうに思っています。

司会：ほかにご質問、ご意見などは。どうぞ。

住民：以前から言っていることですがけれども、知事との面談、もういいんじゃないですか。何年、待たすんですか。

部長：知事も皆さんと直接話をするということにいずれさせていただきたいと思います。それはその節目のときという、どのタイミングが一番ふさわし

いか、その節目のときをとということで考えております。それがいつになるかというのは、ちょっとまだこれから引き続き検討させていただきたい。いずれ一番のいいときに、この節目のときに知事と直接お話しさせていただくということにさせていただきたいと思っております。

住民：もう何年も待っているんですがね。何年もですよ。そして、ただ単に挨拶して帰ってもらったら困るんです。当然、私らも質問したいことが一杯あるんでね。そうしないとね、やっぱり後々よくならないですよ。

部長：もちろん、そんな挨拶して帰るということではございません。直接、皆さんのご意見を知事も聞いて、意見交換をさせていただくという場をさせていただきたいと思っております。そのタイミングにつきましては、まだ検討させていただきます。

住民：期待してます。

司会：ほかに、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

はい。よろしいでしょうか。それではここまでとさせていただきたいと思いますが、最後に事務局のほうから 2 点お知らせをさせていただきたいと思っております。

まず 1 点目ですけれども、工事が進捗してまいりましたことから、本連絡協議会におきましてアドバイザーとしてご意見をお聞きしてまいりました学識経験者の先生方に、この旧 RD 最終処分場の現場にお越しをいただくこととなりました。弁護士の梶山正三先生には 2 月 19 日午前 9 時 30 分頃に、また元日本工業大学教授の小野雄策先生および福岡大学教授の樋口壯太郎先生には 3 月 4 日 13 時 30 分頃に、大同大学教授の大東憲二先生および長崎大学教授の大嶺聖先生には 3 月 16 日 13 時 30 分頃に、それぞれ現場のほうにお越しいただきまして、現場をご覧いただく予定となっております。

またもう一点ですけれども、現時点での二次対策工事の進捗状況につきまして、県議会の環境・農水常任委員会におきまして報告を行うことといたしました。報告内容の詳細につきましては、また追ってご報告させていただきたいと思っております。

お知らせは以上でございます。

住民：そのときは僕らも行っているんですか。

司会：結構です。

住民：もう一回、詳細を教えてください。ちょっと書き落とした。

司会：もう一度、そうしましたら日時をお話しさせていただきますので、ご記録いただければと思います。

5人いらっしゃいまして3回に分かれております。第1回が2月19日午前9時30分頃、こちらが弁護士の梶山正三先生です。続きまして、第2回が3月4日の13時30分頃。こちらが元日本工業大学教授の小野雄策先生、それから福岡大学教授の樋口壯太郎先生の以上、お二人。続きまして、3回目が3月16日13時30分頃、こちらが大同大学教授の大東憲二先生、それから長崎大学教授の大嶺聖先生。以上3回でございます。

室長補佐：アドバイザーの先生の件なんですけども、結構埼玉とか長崎とか遠くから来られまして、日帰りに来ていただくような予定をたてていただいております。現場のほうも1時間、現場のほうに来ていただいて1時間半ぐらいしたら戻られるような今行程になっております。

ということで現場も見えていただいて、ちょっとその辺の感じたこと、いろいろ意見も県としては聴取したいなと思っておりますし、全然来ていただいても構わないんですけど、長々とお時間をとっていただくのはなかなかちょっと、そういうこともございますので。

住民：それはわきまえます。

室長補佐：もしアドバイザー、今3日間ありますけども、先生来られる3日間あるんですけども。もし来られるということが今後お分かりでしたら、事前に対策室のほうに電話いただけると対応もさせていただきますので、できましたら事前に電話をいただけるとこちらは助かります。すみません。よろしく申し上げます。

司会：そのほか、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして第32回旧RD最終処分場問題連絡協議会を終了いたします。

なお、次回開催につきましては6月頃を予定しています。次回もどうぞよろしく願いいたします。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、どうもありがとうございました。